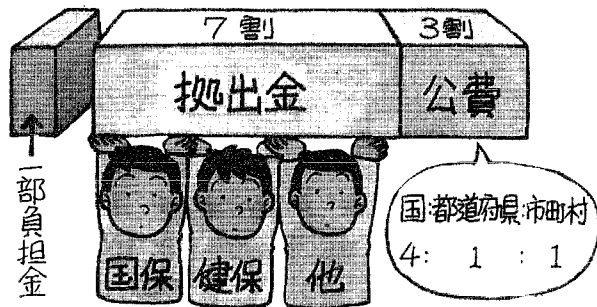


老人医療費が増え続けています

70歳（一定の障害のある人は65歳）をむかえたみなさんの医療は、これまで加入していた医療保険の資格はそのまま、老人保健制度による医療を受けることになります。

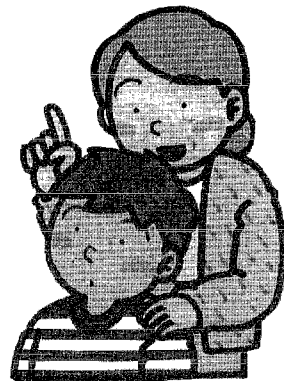
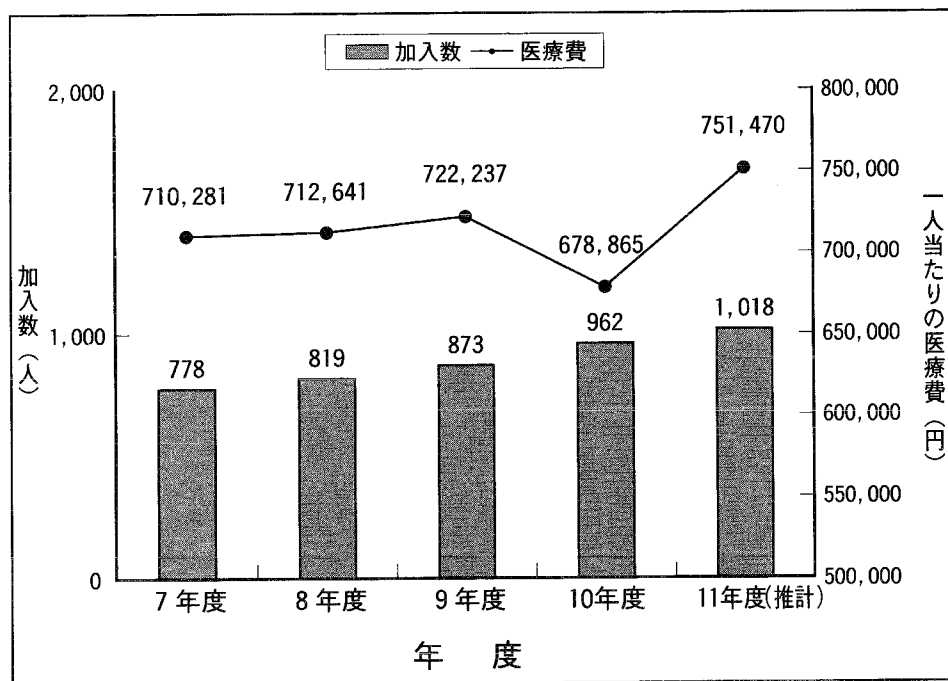
老人医療費の費用負担



老人保健制度による医療は、公費と、すべての医療保健が協力して、高齢者に必要な医療費を負担していくというすすむ高齢社会を見すえた大切な医療です。

小須戸町の老人医療費は年々増えつづけ、このまま推移していくと、各医療保険の財政は、ますます激しくなり、若い世代の負担も増加することになります。

小須戸町の国保老人加入数と一人当りの医療費



高齢者の医療費が年々増えている要因としては、生活習慣病などの慢性の病気が多く、受診率も高いこと、入院期間が長期にわたりやすいこと、医師の指示を守らない…といったことがあげられます。これらの要因をさけるためには、一人ひとりが若いうちから健康管理を心がけ、病気の早期発見や、医師を信頼し指示に従うことが大切です。

介護保険制度について

2000年
4月スタート

介護保険要介護（要支援）認定の基準

要支援

（25分以上30分未満）
または家事援助、および機能訓練に10分以上

社会的支援を要する状態

- ・居室の掃除などの身の回りの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とすることがある。
- ・排せつや食事はほとんど自分ひとりで行える。 など

要介護3

（70分以上90分以上）

中等度の介護を要する状態

- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話が自分ひとりできない。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりできない。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりできないことがある。
- ・排せつが自分ひとりできない。
- ・いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。 など

要介護1

（30分以上50分未満）

部分的な介護を要する状態

- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。
- ・排せつや食事はほとんど自分ひとりで行える。
- ・問題行動や理解の低下がみられることがある。 など

要介護4

（90分以上110分未満）

重度の介護を要する状態

- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。
- ・歩行や両足での立位保持などの動作が自分ひとりではできない。
- ・排せつがほとんどできない。
- ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。 など

要介護2

（50分以上70分未満）

軽度の介護を要する状態

- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする。
- ・排せつや食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。
- ・問題行動や理解の低下がみられることがある。 など

要介護5

（110分以上）

最重度の介護を要する状態

- ・みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。
- ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。
- ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない。
- ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。 など

※1 ()内は要介護認定基準時間
2 あくまでも平均的な状態ですので、ここに示された状態と完全には一致しないことがありますので、ご注意ください。
3 要介護認定等基準時間とは、厚生大臣の定める方法により推計される、1日あたりの介護に必要な時間のことであり、実際の介護時間とは異なります。